

相続に伴う資産移転に関する動向と地域金融機関の課題

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

大里 怜史

(キーワード) 相続、相続資産、高齢化、人口動態、人口移動、預金、生前贈与、信用金庫
(視 点)

我が国では高齢化が急速に進行しており、2025年時点で65歳以上人口の割合は約29%に達している。高齢化に伴い、年間死亡者数も増加の一途をたどっており、2024年には約161万人が亡くなっている。高齢化率は今後さらに上昇することが見込まれ、死亡者数の増加も2040年頃まで続くと予測されている。このような状況下では、相続を通じた家計資産の世代間移転が一層進むことが予想され、特に地方圏の信用金庫においては、地方部に住む親から、都市部に住む子への相続といった形での資産の地域間移転が重要な問題として浮かび上がる。

信用金庫は地域密着型の金融機関として、地元住民や地域の中小企業を資金面から支える重要な役割を果たしている。しかし、相続による資産の域外流出、ひいては各信用金庫からの預金流出は、信用金庫の経営基盤そのものを揺るがす大きな問題であり、地域経済にも悪影響を及ぼす可能性がある。本稿は、相続資産に関連する周辺の動向を確認し、相続における資産の地域間移転の課題を整理するとともに、信用金庫経営への示唆を得ることを目的としている。

(要 旨)

- 我が国では高齢化が急速に進行しており、日本の高齢化率は2025年時点で約29%に達している。年間の死亡者数も増加の一途をたどっており、2024年には年間死亡者数が約161万人に達し、増加傾向は2040年頃まで続くとみられている。高齢者の死亡に伴い、家計資産の世代間移転がより一層加速することが見込まれる。
- 高度経済成長期以降、都市部への人口流入が進むなかで、親世代が地方に住み、子世代が都市部に居住するという構造が定着し、人口減少や経済停滞が深刻な地域も存在する。このような状況下、相続において地方部に住む高齢者の資産が都市部の子・孫世代へと移転するケースが増加しているものとみられ、信用金庫にとっても、相続における資産の地域間移転が重要な問題として浮かび上がる。
- こうした背景を踏まえ、信用金庫は「相続人世代との接点確保」や、「相続関連サービスの充実化」といった取組みを強化していく必要がある。相続人世代との関係構築の機会を増やし、これらの世代を含めた家族単位でのリレーション構築を進めることや、相続資産を活用した新たなサービスを提供することで、競争力を強化することが求められる。
- 信用金庫は地域密着型の金融機関として、地域経済を支える重要な役割を担っている。これらの取組みを通じて、相続資産の地域金融機関からの流出を防ぎ、引き続き地域経済の安定と発展に寄与することが求められよう。

1. はじめに

我が国では高齢化が急速に進行しており、2025年時点で65歳以上人口の割合は約29%に達している。高齢化に伴い、年間死亡者数も増加の一途をたどっており、2024年には約161万人が亡くなっている。高齢化率は今後さらに上昇することが見込まれ、死亡者数の増加も2040年頃まで続くと予測されている。このような状況下では、相続を通じた家計資産の世代間移転が一層進むことが予想され、特に地方圏の信用金庫においては、地方部に住む親から、都市部に住む子への相続といった形での資産の地域間移転が重要な問題として浮かび上がる。

信用金庫は地域密着型の金融機関として、地元住民や地域の中小企業を資金面から支える重要な役割を果たしている。しかし、相続による資産の域外流出、ひいては各信用金庫からの預金流出は、信用金庫の経営基盤そのものを揺るがす大きな問題であり、地域経済にも悪影響を及ぼす可能性がある。本稿は、相続資産に関連する周辺の動向を確認し、相続における資産の地域間移転の課題を整理するとともに、信用金庫経営への示唆を得ることを目的としている。

2. 相続資産に関連する動向

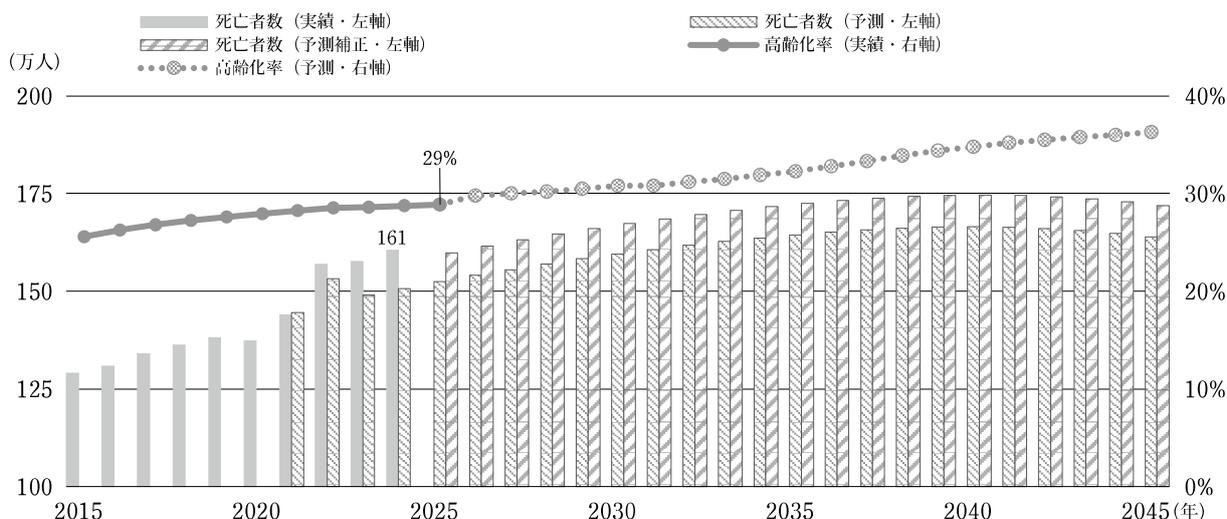
相続資産に関連する周辺の動向として、高齢化の進行と死亡者数の増加、都市部への人口流入、さらには資産の世代間移転の潜在性についてみていく。人口動態の変化により、相続における家計資産の世代間移転が加速するとともに、地方部から都市部への資産移転も進むことが予想される。相続に伴い資産の地域間移転が進むことは、信用金庫などの地域金融機関にとって経営基盤そのものを揺るがす深刻な問題となる可能性がある。

(1) 高齢化の進行と死亡者数の増加

日本の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は、2025年時点で約29%に達しており、超高齢化社会（高齢化率が21%以上の状態）に突入して久しい。高齢化の進行に伴い、年間の死亡者数も増加の一途をたどっており、2024年には年間死亡者数が約161万人に達し、過去最高を更新している。相続に伴う預金等の資産移転は人の死亡によって生じるが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、死亡者数の増加は2040年頃まで続くと見込まれており、高齢化率もさらに上昇していくことが予想されている（**図表1**）。

このような人口動態の変化は、社会全体に様々な影響を及ぼす。特に、社会保障制度や医療体制への負担が増大することは、ニュースなどで頻繁に取り上げられている通り、広く周知されている事実である。それらにとどまらず、高齢化の進行と死亡者数の増加は家計資産の動きにも大きな影響を与えられ、高齢者の死亡に伴い、家計資産の世代間移転がより一層加速することが予想される。

図表1 年間死亡者数・高齢化率の推移



(備考) 1. 国立社会保障人口問題研究所は2020年国勢調査を基に死亡者数を予測しているが、2022年～2024年の死亡者数の実績はコロナの影響もあり予測値を上回っている。そこで、2022年～2024年の実績値と予測値の比率の平均により2025年以降の予測値を補正したもの合わせて示す。
 2. 国立社会保障人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」、総務省「住民基本台帳」、厚生労働省「人口動態統計」より、信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(2) 都市部への人口流入

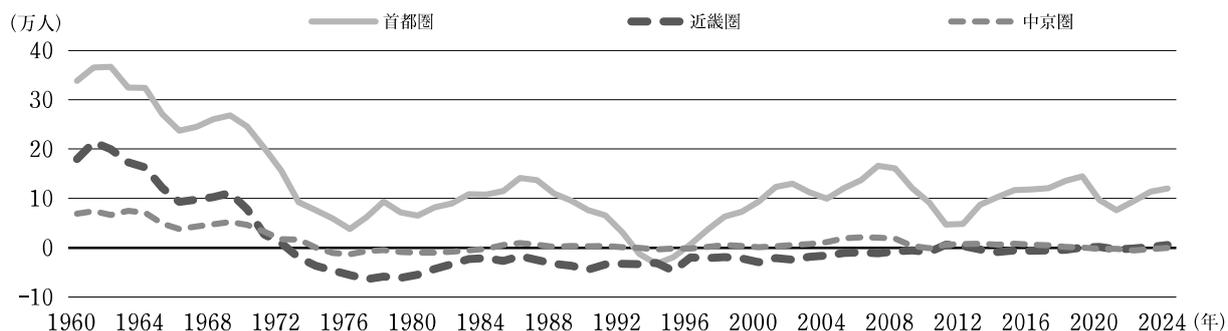
三大都市圏（首都圏、近畿圏、中京圏）への人口流入の動向についてみると、高度経済成長期には、三大都市圏全てにおいて地方からの転入超過がみられ、都市部が経済の中心地として地方からの労働力を吸収していたことがわかる。1970年代には、オイルショックや地価高騰などの影響を受けて、三大都市圏への人口流入の規模が一時的に縮小したが、首都圏においては郊外化の進行もみられ、転入超過が再び盛り返す動きとなっていた。この時期、東京の都心部から近隣県への移住が進み、ドーナツ化現象^(注1)が顕著となっていた。都心部の人口が減少する一方で、郊外や周辺地域の人口が増加する形で、首都圏全体の人口流入・流出の動きが維持された。

1990年代に入ると、バブル崩壊や地方振興政策^(注2)の影響等を受けて、三大都市圏への人口流入が一時的に鈍化した。しかし、2000年代以降は地方の人口減少が加速する中で、首都圏への人口流入が再び活発化し、以降は東京一極集中の状態が続いている。特に、若年層を中心に首都圏への流入が顕著であり、地方からの人口流出が問題となっている（図表2）。

こうした変遷を経て、親世代が地方に住み、子世代が都市部に居住するという構造が定着しており、人口減少や経済停滞が深刻な地域も存在している。このような状況下においては、相続において地方部に住む高齢者の資産が都市部の子・孫世代へと移転するケースが増加してい

(注)1. 都市化の進行下で、都心の人口が減少し、都心から離れた郊外の人口が増加する現象
 2. 1990年代前後に地方の経済活性化や人口流出抑制を目的として実施された政策。具体例として、各自治体に1億円を交付して地域振興を図った「ふるさと創生事業」などが挙げられる。

図表2 都市部の人口移動数（転入者数－転出者数）の推移



(備考) 1. 都市部について、首都圏＝東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県、近畿圏＝大阪府・京都府・兵庫県、中京圏＝愛知県とする
2. 総務省「住民基本台帳」より、信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

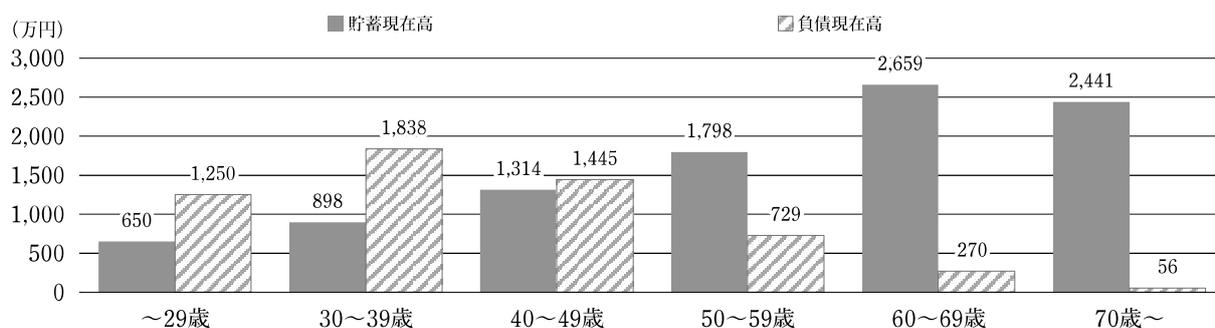
るものとみられ、これが地域の経済停滞をさらに加速させる要因となっている可能性がある。このような動きは、地域経済や信用金庫を含む地域金融機関の経営に大きな影響を与え得る。

(3) 資産の世代間移転の潜在性

相続資産となり得る高齢者の金融資産を確認するため、貯蓄・負債残高を年齢階層別にみると、40歳代までの世代は負債超過の状況にあることがわかる。特に20歳代・30歳代においては、住宅ローンや教育資金などの影響からその状況が顕著である。一方で、50歳代を超えると、貯蓄が負債を大きく上回る状況へと一変する。特に60歳代・70歳代では、子供が独立することで教育費等の支払から解放され、住宅ローンについても返済が進み、定年退職に伴って退職金や年金の受給が開始されるなどの影響により、家計に金銭的な余裕が生まれ、負債が大きく減少し、貯蓄が大きく増加している（図表3）。

このような背景から、高齢者世代に資産が偏るといった状況が生じており、相続資産の中でも流動性が高い貯蓄財産について、相続による資産移転の潜在性が十分にあることが確認できる。

図表3 世帯主の年齢別貯蓄・負債残高（2人以上の世帯、2024年）



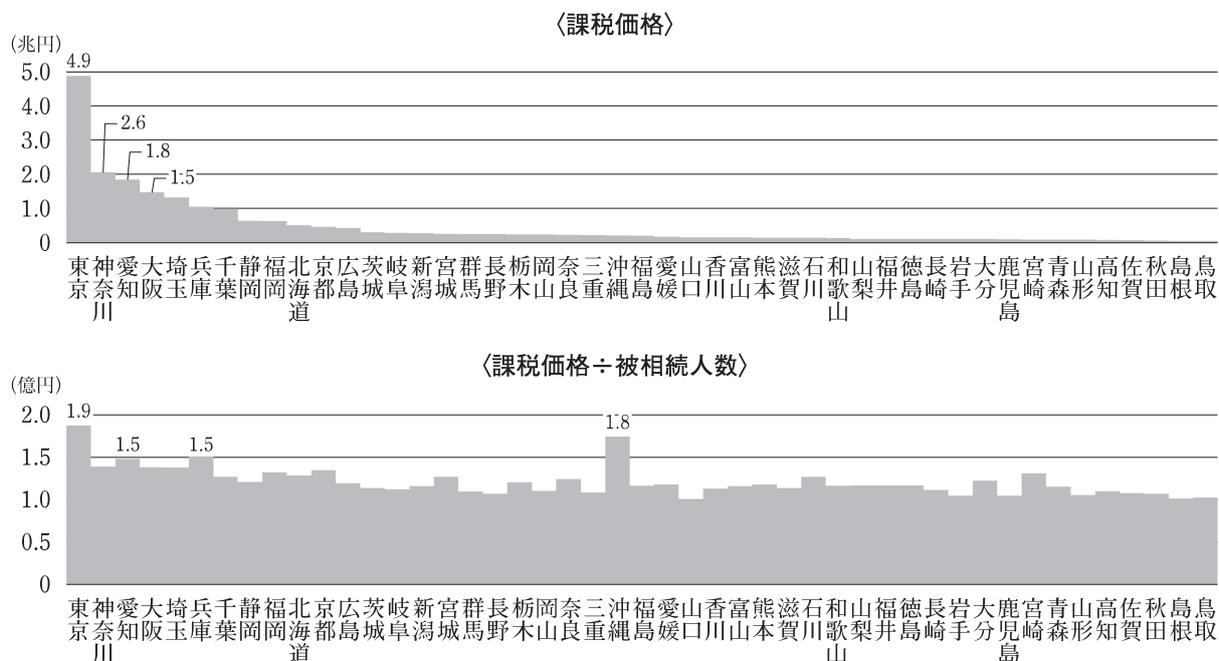
(備考) 総務省「家計調査」より、信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

実際の相続資産に関するデータとして、国税庁が公表している相続税の課税価格について都道府県別にみると、特に東京都(4兆8,775億円)、神奈川県(2兆557億円)、愛知県(1兆8,481億円)、大阪府(1兆4,677億円)といった都市部は課税価格が大きくなっており、都市部への相続資産額の偏りが一定程度みられる(図表4)。

一方で、各都道府県の相続税の課税価格を被相続人の数で割り、被相続人ひとりあたりの資産額を求めてみると、東京都(1.88億円)、沖縄県(1.75億円)、兵庫県(1.51億円)、愛知県(1.48億円)などの一部の都道府県は相対的に高くなっているが、それ以外は概ね同等の水準感であることが確認できる。このことから、地方部においても相続資産の潜在性が相応に存在することがわかる。なお、沖縄県の被相続人ひとりあたりの資産額が東京に次いで2番目に大きい理由としては、観光地周辺の不動産価格の上昇や、土地を代々受け継ぐ文化が根強く残っており、土地を手放さずに所有し続ける家庭が多いことなどが考えられる。

ここでの相続税の課税対象となる相続資産には、現金、預貯金、有価証券、貸付金などの金融資産に加え、宝石、土地、家屋、特許権、著作権なども含まれる。もっとも、課税価格は課税資産のみを集計対象としており、相続資産全体としては非課税の資産も当然含まれることとなる^(注3)。参考として、非課税分の相続資産について一定の仮定に基づいて簡易的に補完し、相続資産の市場規模の推計を試みる。

図表4 都道府県別相続税課税価格(2023年)



(備考) 1. 課税価格は、実際に相続税が課税された資産の金額を示す
 2. 国税庁データより、信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(注)3. 相続資産は、総額が基礎控除額(3,000万円+600万円×法定相続人数)を超えた場合に課税される。

【参考】相続資産の国内市場規模の推計

相続税の申告状況や課税価格については国税庁よりデータが公表されているが、非課税分の相続資産については統計データが存在せず、相続資産の「市場規模」の全体像は明らかではない。そこで、非課税分の相続資産について一定の仮定を置き、簡易的に補完することで、我が国における年間の相続資産市場規模を推計する。推計に必要なデータは以下の通りである(図表5)。

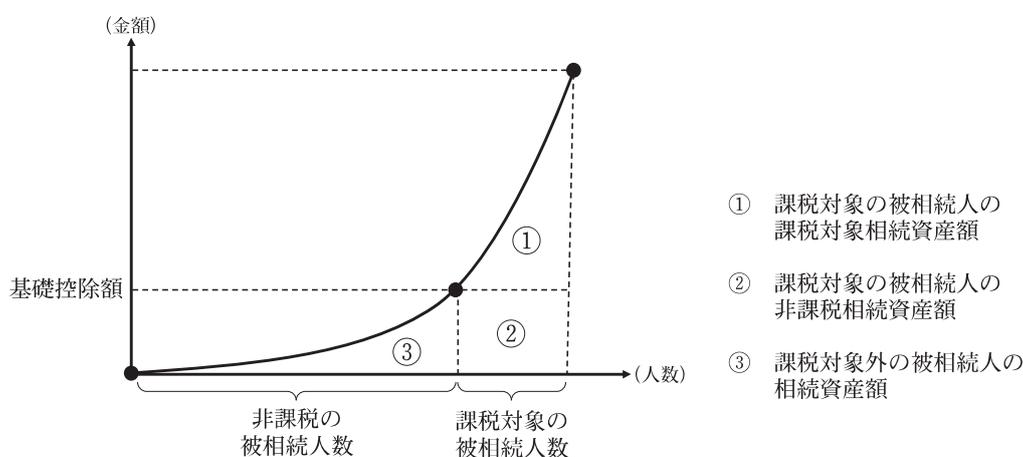
図表5 相続資産の市場規模推計の前提データ (2023年度)

課税対象の相続人数	391,937 (人)
課税対象の被相続人数	155,740 (人)
年間死亡者数	1,576,016 (人)
課税対象の被相続人の課税対象相続資産額	216,830 (億円)

(備考) 国税局データ、厚生労働省「人口動態統計」

推計にあたり、横軸に被相続人数、縦軸に各被相続人の相続資産額をとり、累積的な関数としてグラフを描くと(図表6)のようになる。このグラフにおいて、曲線と「金額=0」の間の面積が相続資産の市場規模を表し、以下の①～③の3つに大別される。

図表6 相続資産の市場規模のイメージ



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

①：課税対象の被相続人の課税対象相続資産額

国税庁のデータから、課税対象の被相続人の課税対象相続資産額は216,830億円である。

②：課税対象の被相続人の非課税相続資産額

課税対象の被相続人数は155,740人であり、この人数に基礎控除額を掛けることで非課税相続資産額を推計する。基礎控除額は以下の式で計算される。

$$3,000 \text{ (万円)} + 600 \text{ (万円)} \times \text{法定相続人の数 (人)}$$

法定相続人の数は、課税対象の相続人数を課税対象の被相続人数で割ることで概算する。

$$391,937 \text{ (人)} \div 155,740 \text{ (人)} = 2.52 \text{ (人)}$$

これにより、基礎控除額は以下の通りである。

$$3,000 \text{ (万円)} + 600 \text{ (万円)} \times 2.52 \text{ (人)} = 4,510 \text{ (万円)}$$

したがって、課税対象の被相続人の非課税相続資産額(②)は以下のように推計される。

$$155,740 \text{ (人)} \times 4,510 \text{ (万円)} = 70,238 \text{ (億円)}$$

③：課税対象外の被相続人の相続資産額

年間死亡者数は1,576,016人であり、課税対象外の被相続人数は以下の通りである（実際には相続が発生しないケースも想定されるが、簡便のため省略する）。

$$1,576,016 \text{ (人)} - 155,740 \text{ (人)} = 1,420,276 \text{ (人)}$$

課税対象外の被相続人の相続資産額は基礎控除額以下であるため、資産額の分布を単純化して推計する。個人資産については、一般的に一部の富裕層が平均値を押し上げるため、平均値が中央値を上回る傾向があり(図表7)、資産額の分布は(図表6)に示したように「下に凸の曲線」を描くと考えられる。相続資産額は基礎控除額の4分の1から2分の1の範囲になるものという仮定のもと、推計する。

$$\text{上限：} 1,420,276 \text{ (人)} \times 4,510 \text{ (万円)} \times 1 / 2 = 320,270 \text{ (億円)}$$

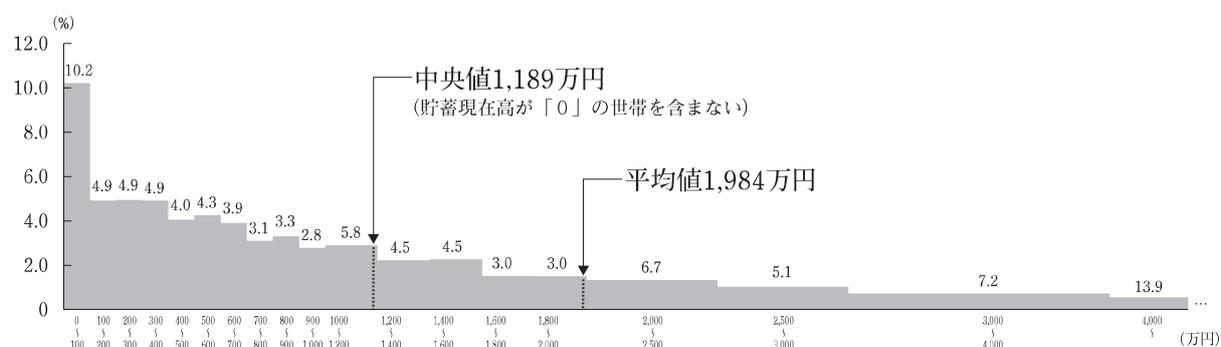
$$\text{下限：} 1,420,276 \text{ (人)} \times 4,510 \text{ (万円)} \times 1 / 4 = 160,135 \text{ (億円)}$$

最後に、①～③を合計して、年間の相続資産の市場規模を試算する。

$$\text{上限：} 216,830 \text{ (億円)} + 70,238 \text{ (億円)} + 320,270 \text{ (億円)} = 607,338 \text{ (億円)}$$

$$\text{下限：} 216,830 \text{ (億円)} + 70,238 \text{ (億円)} + 160,135 \text{ (億円)} = 447,203 \text{ (億円)}$$

図表7 参考：貯蓄現在高階級別分布（2人以上の世帯、2024年）



(備考) 総務省「家計調査報告(2024年)」より、信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

以上の計算から、我が国における年間の相続資産市場規模は44.7兆円～60.7兆円の範囲内と推定される。なお、この試算は簡易的な仮定に基づいており、生命保険金の非課税枠や墓地・仏壇などの非課税財産は含まれていない。これらを考慮すると、市場規模はさらに大きくなる可能性がある点には留意が必要である。

3. 相続資産の移転における地域金融機関の課題

前章では、高齢化の進行や死亡者数の増加に伴い、資産の世代間移転が加速する可能性について確認をした。また、都市部への人口流入により、親世代が地方に住み、子世代が都市部に居住するという構造が形成されていることから、相続による資産の地域間移転の加速が懸念されること、さらに、高齢者世代に資産が偏っている現状を踏まえ、相続による資産移転の潜在性が地方部においても相応にあることが確認された。

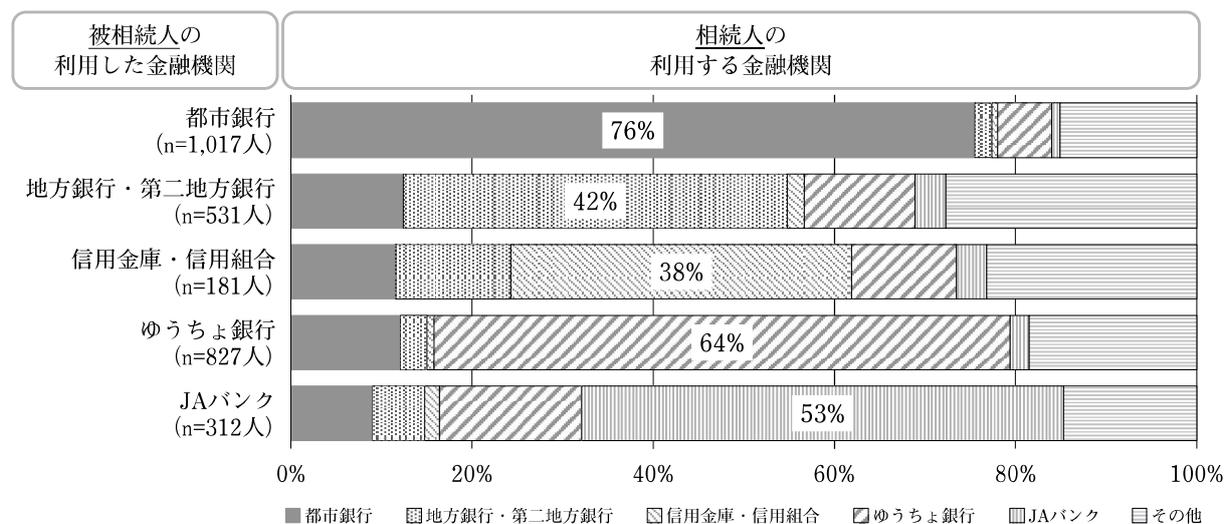
本章では、相続における資産の地域間移転について、金融機関間の資産移転のデータから資産流出の現状について確認をし、相続資産が地域金融機関から流出しているという状況を改善するための取組みとして、「相続人世代との接点確保」や、「相続関連サービスの充実化」について考察する。

(1) 相続による金融機関間の資産移転

やや古い調査であり、サンプル数も限られるが、相続による金融機関間の資産移転について、被相続人（親世代）が利用していた金融機関と相続人（子世代）が選ぶ金融機関の関係性についてみると、被相続人が都市銀行を利用していた場合、約76%の資産が都市銀行に移転している。一方で、被相続人が地域金融機関である地方銀行・第二地方銀行を利用していた場合、相続人が選ぶ金融機関として地方銀行・第二地方銀行が選ばれる割合は約42%に留まり、信用金庫・信用組合においてはその割合は約38%となっている。このデータから、地域金融機関における相続資産の歩留まりが悪く、半数以上のケースで相続資産の流出が発生していることがみてとれる（図表8）。

親世代が地方に住み、子世代が都市部に居住するという構造を受け、相続資産が地域金融機関から流出することは地域経済に悪影響を及ぼす可能性があり、信用金庫などの地域金融機関にとって大きな課題である。このような状況を改善するためには、「相続人世代との接点確保」や、「相続関連サービスの充実化」といった取組みを強化していく必要があるだろう。

図表8 相続による金融機関間の資産移転



(備考) 1. 被相続人の利用した金融機関別の相続人の利用した金融機関の割合を示す
 2. 回答者数 (n) は無回答者を除く総数であり、比率は無回答者を除く総数を100%として算出
 3. フィデリティ投信株式会社「相続人5000人アンケート2016」より、信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(2) 取組①：地元に残る相続人世代との接点の確保、強化

相続時に相続資産が地域金融機関から流出することを防ぐためには、引き続き、相続発生前の段階から、将来の相続人となる世代との接点の確保、強化に取組み、家族単位でのリレーションの構築に努めることが求められる。

親世代だけではなく、将来の相続人となる世代の家族口座を獲得するためには、チャンネルの拡大がひとつの戦略となるであろう。具体的には、子・孫世代が住む近郊の中核都市への店舗出店（およびそれらの店舗の存続維持）や、実店舗以外のチャンネルとしてインターネット支店を置くこと、インターネットを通じた口座開設の仕組みを整備することが有効な戦略となるかもしれない。出店コストを考慮すると、他金融機関との共同店舗化という取組みも選択肢のひとつとなるであろう^(注4)。

相続人世代との接点を強化するためには、相続相談窓口の開設や相続セミナーの開催などにより、相続人世代との関係構築の機会を増やすことも重要であろう。実際に、高齢顧客の相続が発生する前段階から相続人との接点を確保する取組として、終活セミナーを開催し、相続人の確認であったり紹介依頼を行ったりする信用金庫や、顧客の終活支援ニーズ等を捕捉するため、事業者を紹介するBtoC マッチングサービスを提供している信用金庫もみられる^(注5)。

(注)4. 参考：当研究所 金融調査情報2021-27「三島信用金庫の共同店舗化への取組」(<https://www.scbri.jp/reports/finance/20220304-post-277.html>)

5. 参考：当研究所 ニュース&トピックス No.2025-40「玉島信用金庫のBtoC マッチングサービスによる終活支援」(<https://www.scbri.jp/reports/newstoppers/20250725-btoc.html>)

なお、相続預金の流出防止策についての各金庫のコメント等については、「ニュース&トピックス No.2024-156 「信用金庫の新しいビジネスモデル策定(2024-28)ー相続預金の流出防止策ー」(2025年2月28日発行)^(注6)を参照されたい。

(3) 取組②：相続関連サービスの充実化

相続資産の流出を防ぐために、相続関連サービスの整備、一段の充実化に努めることも有効と考えられる。信用金庫などの地域金融機関は、相続資金を活用した新たなサービスを提供することで競争力を強化する必要がある。

具体的な施策としては、相続発生前の資産の世代間移転を促進するサービスが考えられる。たとえば、生前贈与に関する税制優遇を活用した金融商品やサービス(教育資金贈与や結婚・子育て資金贈与など)を提供することが挙げられる。このようなサービスを通じて、相続人となる子世代の家族口座を獲得することができれば、将来的な取引の継続につながる可能性も高まる。特に、教育資金贈与の受贈者は、教育資金が使い切られるか、または30歳になるまで専用口座が利用されるため、取引が長期間にわたって継続する効果が期待できる。

そのほか、相続発生後の資産管理においては、相続定期預金の推進も有効な手段であろう。相続定期預金とは、相続財産を対象とした定期預金であり、相続発生後に預金者の意向に基づき、相続人が利用できるよう設計された預金商品である。他金融機関の相続預金も受入れ可能な高金利の預金商品を提供することで、地域金融機関の競争力を一層高めることも可能になる。

4. おわりに

本稿では、相続資産に関連する周辺の動向を確認し、相続における資産の地域間移転の地域金融機関における課題について考察した。我が国における高齢化の急速な進行は、資産の世代間移転を加速させる要因となっており、特に信用金庫などの地域金融機関が営業基盤とする地方部から都市部への資産の地域間移転が重要な問題として浮かび上がっている。この資産移動は、信用金庫の経営基盤そのものを揺るがす大きな問題であり、地域経済にも悪影響を及ぼす可能性がある。

相続資産の流出を防ぐためには、相続人世代との接点の確保、強化や、相続関連サービスの充実化に引き続き努める必要がある。相続人世代との関係構築の機会を増やし、これらの世代を含めた家族単位でのリレーションを深めることや、相続資産を活用した新たなサービスを

(注)6. 当研究所ホームページ (<https://www.scbri.jp/reports/newsttopics/20250228-2024-28.html>) を参照

提供することで競争力を強化することが求められるであろう。

信用金庫は地域密着型の金融機関として、地域経済を支える重要な役割を担っている。これらの取組みを通じて、相続資産の地域金融機関からの流出を防ぎ、引き続き地域経済の安定と発展に寄与することが求められよう。